

待得たる春のひかりを花はとく露にぞ見する軒の梅が香
中院前右大臣一位通躬

右衛門督藤原榮親

梅つぼは所からにや花におくつゆの光もうらゝかにして
従二位藤原爲文

藤内侍

朝日さす軒端のかた枝咲そめておくしらす露も匂ふ梅が香
御めのと

女藏人上総

咲初る御垣をみれば枝におく露もひとつにほふ梅が香
一、庶物類纂編集の次第

稻若水編集庶物類纂存生の内出来、三百六十二卷金澤文庫
へ納有之候。若水兼ての存寄は、一書二十四部千卷の筈に
候處、其功未成候て病死に付、參議公一部一卷に成就被仰
付度、若水弟子内山覺仲へ被命候。續集後篇などゝは無

之、不足を補入仕候様に被仰付置候處、未及筆記以前御逝
去にて其分に罷成候。享保十九年甲寅當上様上意を以て、
若水嫡子新助及内山覺仲を東都へ被爲召、丹羽正伯總裁被
命、元文三年迄五年にして補書六百三十八卷出来、都合千
卷成就、五月三日獻納し了る。新助は其功半にして病死也。

元文三年夏覺仲御暇被下候節、正伯迄申合候は、本書三百
六十二卷金澤文庫に有之、新篇六百三十八卷無之候ては、
故參議公志は空敷罷成候様に御座候。何とぞ繕寫被仰付、
一部千卷に仕り文庫へ納度趣申述候處、其段達上聞、尤に
思召候。先づ今年は歸郷仕致休息可申候。來年被爲召、右

六百三十八卷爲御寫可被成との趣にて罷歸候。今春被爲召、
四月上旬東海道を經候て罷越候様に、正伯奉之申來候に付、
三月二十一日金澤首途上京、京師より東都へ罷越候。

一、覺仲去夏御暇可被下前、正伯を以て御内意被仰出候は、
今度類纂成就仕候に付、御褒美可被下候得共、金銀米錢等
被下候分にては、當座の祝事迄に成、其身の爲に難成候。覺
仲にも不限相加り申者共迄も、主人々々の家にて或は先祖
以來の知行減少仕候とか、又は家業難取續とか、か様の筋

望次第に可申上候。加増・新知等にてても可被仰渡候。其外望
次第江戸御城下町並にて、屋敷歩數過分に被下、貸屋等仕
り、子孫迄も産業に可罷成候。又は武藏・相模・安房・下總等
の内にて、藥園等の爲に田地五萬畝計も可被下候。此の兩品
は舊例も有之、御代々被下置候て、只今罷在候者共有之候。

兎角望次第の旨被仰出候。覺仲追て御請可申上旨申達置、
翌日正伯宅へ迄參り申候は、昨日御内意の趣奉承知、誠以
て難有次第可申上様も無御座候。私儀は自餘と違ひ、於加
州は累代相勤、肥前守時分は別て先祖覺仲懇意に召仕、覺
仲町と申、今以て越中國に町並迄も有之程の儀に御座候へ
ば、江戸御城下にて屋敷拜領仕事と、近國にて過分の田地
拜領仕候事は、尤願無御座候。加増等の儀は惣て主人の胸
中より出不申儀は、迷惑仕候故願不申上候。ケ様の存念憚
多き事ながら、可然御請被仰上被下候様にと申述致退出候。

即其趣御近習頭共迄、具に奉達御内聽候旨、直談に申聞候。
去年七月御參勤前御加増百石被下候。

一、若水嘗て語某云。庶物類纂正編千卷は、専ら漢名槌に
相知れ無疑品々迄を載之候。和名のみにて漢名未槌品々は、

續篇に載之申意得にて、是亦千卷に及可申候。植類にて申
時、さくら・かへで等迄にても其植類甚夥しく候旨。試に
草木海味録又は詩經小識等にも、粗其意趣相見え候。

一、醫者城千世夢得の歌
年を經てわすれ草のみ生る野に又しのべとや露のゆふ着
右は盲者城千世夢得の歌也。去秋故郷庄村へ引籠りし前の
事也。當未の二月二十七日身まかりぬ。